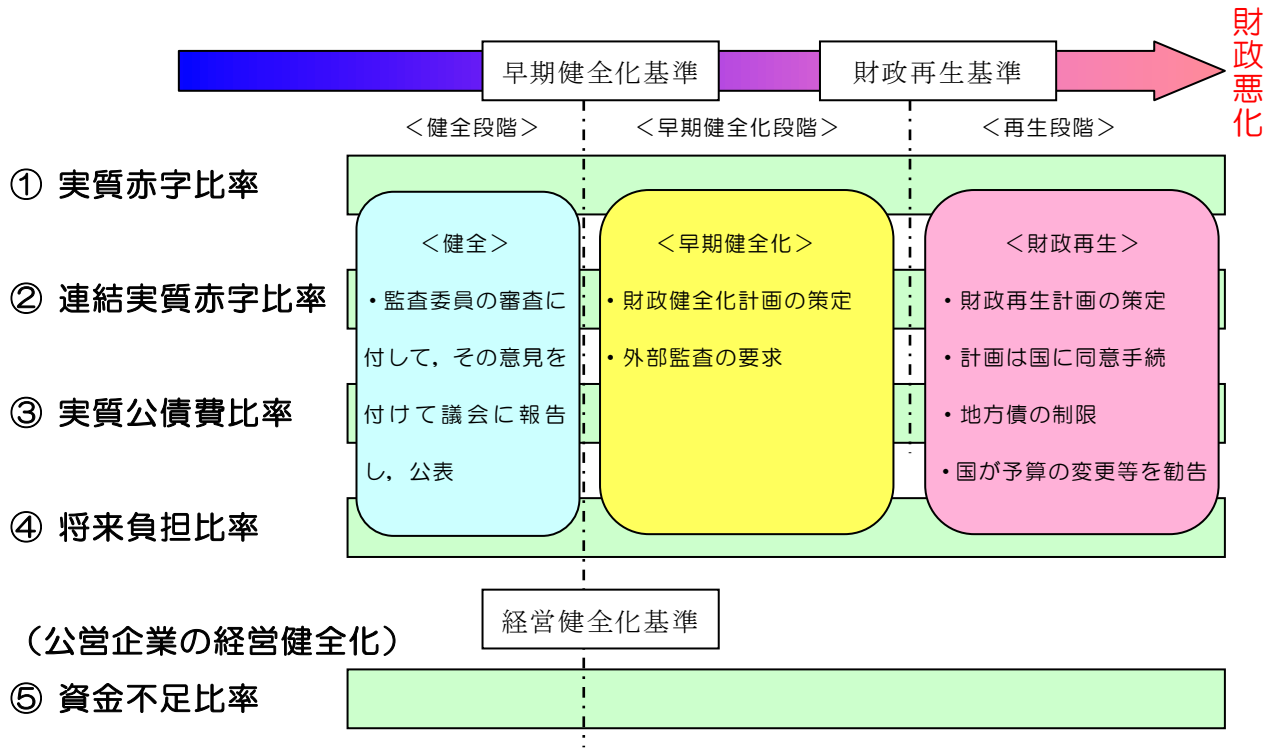


財政健全化のイメージ



実質赤字比率

普通会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\{\text{繰り上げ充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})\}}{\text{標準財政規模}}$$

- 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払いを繰り延べた額
- 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

※ 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示します。当該地方公共団体の標準的な税収入額と普通交付税額を合算し、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

連結実質赤字比率

財政健全化法の財政健全化判断比率の一つであり、全会計(公営企業を含む。)を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、標準的に収入される一般財源の規模に対し、黒字か赤字か(赤字の場合は、その割合)を判断する指標。

実質公債費比率

財政健全化法の財政健全化判断比率の一つであり、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、標準的に収入される一般財源の規模に対し、一年間あたりの公債費の負担割合を3か年平均値で示した指標。

この指標は地方財政法第5条の4に基づき、平成18年度から地方債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられています。

$$\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3か年平均)} \end{array} = \frac{\{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})\}}{\{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})\}}$$

※ 準元利償還金

- ①普通会計から普通会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てられたもの
- ②一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てられたもの
- ③債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

将来負担比率

財政健全化法の財政健全化判断比率の一つであり、公営企業や出資法人等を含めた一般会計等の実質的な負債合計(地方債現在高・退職手当の支給予定額等)の標準財政規模に対する比率で、標準的に収入される一般財源の規模に対し、将来負担すべき実質的な負債を示す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})\}}{\{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})\}}$$

※ 将来負担額

- ① 普通会計の地方債残高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 普通会計以外の会計の地方債元利償還に充てる普通会計からの繰入見込額
- ④ 富里市が加入する一部事務組合等の地方債の元利償還に充てる市からの負担等の見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額のうち、普通会計の負担見込額
- ⑥ 連結実質赤字額
- ⑦ 一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、普通会計の負担見込額

資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模で比較した比率で、黒字か赤字か(赤字の場合は、その割合)を判断する指標。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}}$$

- 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額